

議案第12号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,860円」を「31,728円」に改め、同項第2号中「48,804円」を「47,760円」に改め、同項第3号中「52,296円」を「48,108円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,916円」を「19,872円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,916円」を「19,872円」に、「31,380円」を「33,816円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,916円」を「19,872円」に、「48,804円」を「47,760円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、令和6年度分の介護保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行及び第9期逗

子市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料率を改正する要あるため提案する。